

医療

子育て支援医療費 医療費の申請 していただけますか

子育てにかかる経済的支援と未来を担う子どもたちの健全育成を支援するため、医療費の助成枠を平成18年10月診療分から拡大しました。

助成対象年齢 4歳誕生月の翌月1日から、義務教育修了まで
(中学校卒業の3月31日まで)

助成範囲 保険が適用される入院医療費・通院医療費および通院診療における薬剤費

助成額 保険診療自己負担金の3分の2の金額を申請された翌月末に、指定口座へ振り込みます。

※健康保険から高額療養費や付加給付がある場合は、保険診療自己負担分よりその支給額を除いた額の3分の2の金額です。

申請時期 1か月ごと、または数か月まとめた申請でも結構です。申請する月の前月の受診分までの申請を受け付けます。

請求期限 受診した日の属する月の翌月から2年以内に、申請手続きを行ってください。

申請時の持ち物 医療機関・調剤薬局などの領収書、健康保険証、通帳など振込先の分かるもの(郵便局以外の金融機関)、認印、子育て支援医療費支給申請書および子育て支援医療費支給明細書

※申請書は、市役所市民窓口グループにあります。

※市役所ホームページからもダウンロードできます。

申請・問合せ先
市民窓口グループ
☎52-11111(内線227・217)

**国民健康保険加入の皆さんへ
退職者医療制度を
ご存じですか**

長い間勤めた会社を退職し、年金を受けている方とその家族は、退職者医療制度で医療を受けることとなります。

退職者医療制度の概要は表のとおりです。該当すると思われる方で、まだ届け出をしていない方は、速やかに届け出をお願いします。

問合せ先
市民窓口グループ
☎52-11111(内線216・261)

下記条件の方が対象となります。

区分	条件	届け出に必要なもの
退職被保険者(本人)	①国民健康保険に加入している人 ②老人保健に該当していない人(75歳未満の方) ③厚生年金や船員保険、各種共済組合から老齢(退職)年金または通算老齢(退職)年金を受けている方で、これらの年金制度に20年以上、または40歳以降に10年以上加入している方	・国民健康保険被保険者証 ・年金証書 ・印鑑
退職被保険者(被扶養者)	退職被保険者本人の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含む)、三親等内の親族で、主として退職被保険者本人により生計を維持されている方 ※年間収入が一定基準額を超える場合は、対象にならないことがあります	※退職者医療制度は、年金受給権が発生した日から適用されますので、年金証書を受け取ったら、すぐに届け出をしてください。

図書館

10月の休館日

1日(月)～4日(木)、9日(火)、16日(火)、23日(火)、30日(火)

紙芝居の日

とき 10月6日(土)、20日(土) 午後2時～2時30分

ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
読み手 土ようおはなし会



おはなし会

とき 10月13日(土) 午後2時～2時30分

ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
読み手 トキの会

作ってあそぼう

とき 10月27日(土) 午後2時～3時

ところ 図書館子ども読書支援室「えほんの森」
内容 「ストーンペインティングをしよう」

対象 幼児(保護者同伴)、小学生
定員 20人
参加費 無料



ベビーブックの ひととき

とき 10月15日(月) 午後1時30分～2時30分

ところ 吉浜公民館1階和室
内容 絵本の読み聞かせ、赤ちゃん絵本の紹介、工作、読書相談

対象 0～2歳児と保護者
読み手 マザリーズ
参加費 無料

問合せ先 * * *
図書館

☎52-0240